

釧路圏都市計画（釧路市、釧路町）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、釧路圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
釧路圏都市計画区域	釧 路 市	行政区域の一部	約 22,187 ha
	釧 路 町	行政区域の一部	約 12,034 ha
	合 計		約 34,221 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、釧路・根室連携地域の南西部に位置し、住む人に潤いと恵みを与え、悠久の時を刻んできた釧路湿原や阿寒湖、市街地を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川等の河川など、次の世代に引き継ぐべき優れた自然環境がある。また、中核都市圏として行政、商業・業務、医療、教育、文化などの多様な都市機能の集積と周辺の農林水産業と調和した魅力的な地域づくりを目指す。

釧路市は、東北海道の中核都市として、広域的都市機能の充実を図り、まちの魅力を高め、今後も住み続けたいと思えるまちづくりを進めると同時に、釧路駅周辺の再整備等、都心部の再生を公民連携により推進し、交通結節機能が高く、市民や来訪者の交流の拠点となる次世代に向けたまちづくりの実現を目指す。

また、都市的土地利用の北限を「水際線より 6 km 程度」としてきたこれまでの考え方を堅持し、自然環境へ配慮した良好な都市環境が確保されたまちづくりを進める。

これらを踏まえ、「ゆったりと時の流れる大地に抱かれながら、安らぎ、喜び、楽しみを感じてずっと暮らせるまち」を基本目標とする。

釧路町は、釧路湿原に代表される自然や、美しい景観と海産資源に恵まれた海岸地区などの、町外に誇れるまちの特徴を守り、活かすとともに、商業拠点部を中心とした賑わいの創出を推進し、活力と魅力に満ちた持続可能なまちづくりを目指すものとし「人・自然・産業かがやく～人々に愛されるまち“釧路町”みんなで創る新たな都市～を目指して」を基本目標とする。

本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、未利用地等を有効活用しながら、基本的に市街化区域の拡大は行わず、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めつつ、都市の防災性の向上を図り、居住や都市機能の誘導などによる効率的な集約型都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、近年では人口及び産業規模ともに減少傾向を示しているところであるが、依然として人口規模は道内でも比較的大きく、今後も東北海道の物流、交流の拠点としての役割を担うとともに、豊かな自然と共生する都市環境が形成されており、今後とも適正に

維持・保全していく必要がある。

以上のことから、農林漁業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくことを目的として、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
都市計画区域内人口		187 千人	おおむね 157 千人
市街化区域内人口		183 千人	おおむね 154 千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
生産規模	工業出荷額	2,706 億円	2,410 億円
	卸小売販売額	6,009 億円	5,160 億円
就業構造	第 1 次産業	2.5 千人 (3.1%)	1.6 千人 (2.4%)
	第 2 次産業	15.7 千人 (19.6%)	8.3 千人 (12.5%)
	第 3 次産業	62.0 千人 (77.3%)	56.6 千人 (85.1%)

(注) 生産規模の令和 12 年(2030 年)推計値は平成 27 年(2015 年)価格を基準とする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年(2015 年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年次	令和 12 年(2030 年)
市街化区域面積	おおむね 5,897ha

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、JR 釧路駅や北大通周辺を核とするほか、国道 38 号、国道 44 号を主軸とし、計画的に市街地の整備が図られてきた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、卸小売販売額・工業出荷額の減少等から、住宅地においては人口の低密度化が進み、商業地においては都心部を中心に商業機能の求心力が低下している。

また、工業・流通業務地では、住宅地への土地利用転換等が進んでおり、いずれの用途においても、低未利用地の増加がみられ、都市のスポンジ化が進行している。

このため、本区域では居住や都市機能の適正配置によって、持続可能なコンパクトなまちづくりを目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、都心部の中心商業業務地や拠点商業業務地の周囲に配置し、ま

ちなか居住の推進を図るほか、昭和中央地区や星が浦大通地区をはじめとした生活利便施設集積地及び幹線道路沿道に配置し、近隣住民の利便性の向上や沿道サービスの充実を図るとともに、周辺住宅地の住環境の保全に配慮する。

- ・一般住宅地は、釧路市の3・3・14号国道幹線通と3・4・35仁々志別通の間、3・4・48三共通と3・2・3雄鉄線通の間、釧路川と3・4・56緑ヶ岡中通及び3・6・75桜ヶ岡中央通の間及び大楽毛地区並びに釧路町の光和地区、新開地区、北見団地地区、曙地区、国誉地区、若葉地区及び別保地区の主に内陸部に配置し、近隣住民の日常生活圏に配慮した生活利便施設等の誘導を図るとともに、中高層住宅地として良好な住環境を形成することにより、徒歩を中心とした日常生活圏の形成を促進する。
- ・専用住宅地は、釧路市の桜ヶ岡・白樺台地区、緑ヶ岡・武佐地区、愛国地区、昭和地区及び鶴野東地区並びに釧路町の睦・北都・豊美・雁来地区、東陽地区及び遠矢地区に配置し、地区計画など地区の特性に応じた適正な制度の活用等により、低層住宅地として良好な住環境の形成とその保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、釧路市の北大通を中心とした都心部に配置し、商業・業務・観光関連施設の集積や、行政・教育・文化などの高次都市機能の維持・向上により、東北海道の中核都市の顔としてふさわしい都心機能の充実を図るとともに、賑わいの創出等による活性化に努める。
- ・拠点商業業務地は釧路町の桂木・木場地区に配置し、既存商業業務施設や地域交流施設を中心に賑わいの創出や交流の場を推進するとともに、新たな道路網による利便性を活かし、生活利便施設等の集積を進めながら、商業機能と住環境の調和した賑わいのあるまちづくりを目指す。
- ・地域商業業務地は、釧路市の新橋大通地区、桜ヶ岡地区、鳥取大通地区、春採下町地区、大楽毛地区、美原地区及び中心商業業務地周辺に広がる小売店舗連たん地区に配置する。
このうち、経済活動や交通、医療等を支える機能を有している新橋大通地区、桜ヶ岡地区及び鳥取大通地区は、生活利便施設の充実及び商業振興を図る。
春採下町地区、大楽毛地区、美原地区及び中心商業業務地周辺に広がる小売店舗連たん地区は、周辺住宅地の住環境に配慮しながら、近隣住民の生活利便施設等の立地を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・33南大通、3・4・46橋南幹線通、3・4・44久寿里橋通、3・4・38宝橋通、3・3・25共栄新橋大通、3・2・2柳町公園大通、3・3・14国道幹線通、3・2・5釧路環状通及び3・2・11別保富原通の各沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮しながら沿道サービス施設等の立地の誘導を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・専用工業地については、釧路市の釧白工業団地地区、大楽毛地区、星が浦南地区、西港地区及び港町・知人町地区並びに釧路町の中央地区に配置し、生産性を向上させる良好な環境を活かして広域的な工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地については、釧路市の大楽毛地区、星が浦地区、鳥取南地区、南浜町・海運・浜町地区、港町・知人町地区、益浦地区及び春採・興津地区並びに釧路町の桂・桂木・木場地区、国誉・若葉地区、中央地区及び東陽地区に配置し、公害防止を図りつつ周辺住環境に配慮し、低未利用地の有効活用や工業の集積を図るとともに、特別用途地区等の活用により合理的な土地利用を誘導する。

- ・流通業務地については、釧路市の西港地区及びその周辺、星が浦南地区、鳥取南地区、東港地区及びその周辺並びに釧路町の東陽地区に配置し、港湾機能及び主要幹線道路の機能を中心とした強化充実を図り、物流や卸売の拠点的形成する。さらに、整備が進められている道路網との連携による流通機能の効率化を図る。
釧路港の工業・流通業務地には臨港地区を定め、港湾計画に基づく適切な土地利用を誘導する。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・統合により閉校した学校の跡地については、周辺の住環境や近隣住民の利便性に配慮した適切な土地利用を図る。
- ・釧路市の都市機能誘導区域へ都市機能増進施設を誘導させ、効率的な集約型都市構造の構築を図るため、適切な土地利用転換を検討する。
- ・準工業地域における大規模集客施設の立地規制を図るため、必要に応じて特別用途地区等を活用する。
また、用途の混在する準工業地域については、土地利用の動向等を踏まえ適切な土地利用への転換を図る。
- ・卸小売販売額の大幅な減少を踏まえ、既存の商業系用途地域外での新たな商業地形成の抑制を図る。
- ・工業地域が指定されている釧路市の貝塚地区及び釧路町の若葉地区では、住宅地としての土地利用が進行していることから、住居系への用途転換を進める。
- ・釧路市の武佐地区中部にある中高層住宅が立地している区域については、低層住宅地としての整備が進んでいることから、周辺住民のニーズや今後の土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画の活用により、良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・釧路町の桂木・木場地区については、用途の混在を解消するため、土地利用の動向等を踏まえ、適切な土地利用への転換を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、高度利用住宅地及び一般住宅地は中密度での土地利用を、専用住宅地は、低密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・中心商業業務地は、中核都市にふさわしい都心機能の充実や都心の魅力とにぎわいの創出を目指した事業展開により、高密度での土地利用を図る。
- ・拠点商業業務地については、商業業務施設や生活利便施設の集積を図りつつ、高密度から中密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。
- ・地域商業業務地及び沿道商業業務地は、中密度の利用を基本に、地区や幹線道路の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。
- ・専用工業地、一般工業地及び流通業務地は、中密度での土地利用を基本とし、工業・流通業務地としての特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。

(3) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・中心商業業務地については、回遊性の高い商業業務地として、大規模集客施設の誘導、都市基盤整備、商業機能及び業務機能の集積により一層の高度利用を図る。
- ・釧路市の都市機能誘導区域（地域交流拠点・生活拠点）については、医療・商業・福祉等の日常生活に必要な都市機能等の集積・維持を図り、地区の特性に応じた暮らしやすい拠点の形成を促進する。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 自然環境を大切にし、現在の緑を維持することにより、自然と身近にふれあうことのできる、ゆとりある居住環境の形成を図る。
- ・ 釧路市の美原地区、芦野地区、文苑地区、昭和地区、鶴野東地区、桜ヶ岡・白樺台地区、武佐地区、釧路町の曙地区、北都地区、豊美地区、睦地区及び雁来地区については、地区計画制度等を活用し、現在の良好な居住環境を維持するとともに、美しい街並みづくりを推進する。
- ・ 釧路町の遠矢地区及び別保地区については、自然とふれあえる良好な環境での住民ニーズに応えた住環境づくりを図る。
- ・ 釧路町の東陽地区については、良好な居住環境と利便性を活かした住宅地形成を進めているが、今後は公営住宅の新規建設の展開に合わせ、幼児・児童向けサービスを含む地域交流機能に重きをおいた事業展開を図り、高齢者向け多機能サービス機能については保健福祉センターと連携した事業展開を図る。
- ・ 街区不整形な小規模住宅地の密集した愛国東地区及び緑ヶ岡地区は、居住環境の改善と沿道サービス施設の集積した利便性のある地域づくりを進め、様々な世代が交流する地域を目指す。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 段丘海岸である大楽毛海岸や岩礁海岸である東部海岸の保全を図る。
- ・ 市街地内にあるまとまった規模の樹林地や古くから住民等に親しまれている点状する樹林については、地権者の協力を得ながら、その保全と活用の推進に努める。

(4) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地などについては、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 東部地域における斜面については安全確保を図るとともに、桂恋、益浦、知人町、三津浦及び大楽毛の海岸浸食のおそれのある区域は、海岸保全に努め災害の防止を図る。
- ・ 溢水、湛水、がけ崩れ、その他災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに、災害を防止するために適正な措置を講じる。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、防災対策に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 釧路市の釧路外環状道路より北側の地域については、引き続き釧路湿原国立公園等の自然環境の保全を図るとともに、現状の環境の維持・保全に努める。
- ・ 釧路町の釧路湿原国立公園、厚岸道立自然公園及びそれらの周辺地域は、今後とも良好な自然環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・幹線道路沿道において工業施設等が立地している地区については、無秩序な土地利用の抑制を図るため、適正な土地利用に努める。
- ・旧住宅地造成事業に関する法律に基づき造成された釧路市中鶴野地区の住宅地や釧路町の既存集落については、周辺環境に配慮しながら良好な住環境、生活環境の維持・保全に努める。
- ・これらの市街化調整区域における土地利用については、必要に応じて地区計画等の活用により対応する。
- ・愛国地区地区計画の区域に隣接し、既存の広域に資する医療・福祉関連施設の立地している地区については、隣接する自然豊かな地域の無秩序な市街化を抑制するために区域を明確にするとともに、愛国地区地区計画の区域と一体的な医療・福祉関連施設の立地に特化した区域とし、市街化区域に編入し、用途地域及び地区計画を定め、適切な土地利用を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、水産、石炭、製紙を基幹産業とし、東北北海道の行政、経済、教育、医療等の拠点として発展してきた都市であり、東北北海道の陸・海・空の交通の要衝となっている。

本区域の骨格となる道路について、高規格幹線道路と主要幹線道路により、1 高速 4 環状 16 放射として位置づけている。

鉄道については、釧路駅を中心に公共交通網が形成され、市民や来訪者にとって重要な交通の要衝として機能しており、J R 根室本線、釧網本線が陸上交通網を形成している。

本区域の交通体系は、物流の拠点として釧路港があり、北海道横断自動車道や国道 38 号及び 44 号を主軸とし、国道 240 号、391 号、272 号及びその他都市内幹線道路、さらに J R 根室本線、釧網本線が陸上交通網を形成している。

また、釧路空港は国内の主要空港と連絡しており、今後も東北北海道の拠点として各種の都市機能が集積するとともに、地域の役割分担と連携による交流機会の拡大等から、地域間や都市内の各拠点を結ぶ交通網の充実が求められている。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらを踏まえ、東北北海道の中核都市にふさわしい交通体系の確立を目指し、さらに本区域外との交流を強化するため、以下の基本方針のもとに整備を進める。

- ・高次都市機能の集積強化と経済・産業・文化など他地域との連携、交流を図るため、高規格幹線道路や広域幹線道路の整備を図る。
- ・広域幹線道路網と都市内幹線道路、港湾及び空港等の拠点を有機的に連絡する道路網及び公共交通機関の機能を活かした地域交通網体系の確立を図る。
- ・市民の日常生活の多岐にわたる諸活動を支えるため、交通ネットワークの向上を図るとともに、今後の高齢化社会の進展に対応するため多様な交通手段の確保に

努める。

- ・災害時における避難路及び高齢者や障がい者への安全で快適な道路空間の確保、及び良好な都市景観の形成等、機能性ととも安全性や快適性を重視した道路整備を図る。
- ・日常の通勤、通学、買い物、さらには休日における運動やレクリエーションの場となる歩行者・自転車道のネットワーク形成を図るとともに、だれもが使いやすくなるようなバリアフリーに配慮した道路整備及び交通結節点整備・機能強化に努める。
- ・交通のボトルネックを解消するため、河川や鉄道との交差点における交通容量の拡大に向けた整備を進める。
- ・環境保全の面からも、円滑な交通流の確保に向けた整備を進めるとともに、自然環境への負荷の抑制に配慮した整備を進める。
- ・釧路市及び釧路町は、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網について、拠点間を結ぶ幹線道路を中心に公共交通を活性化させ、あるいは居住地と拠点を結ぶ路線を維持していくこととし、過度に自動車に頼ることなく、歩いて暮らせるまちの実現に向けた取り組みを進めていることから、本計画と連携して持続可能な公共交通網の形成を図る。
また、複数の路線バスが通過する釧路市の昭和中央、鳥取大通、新橋大通、春湖台、桜ヶ岡及び釧路町の桂木・木場地区については、釧路圏内外の交通結節点として、利用環境の向上を図る。
- ・釧路市は、東北北海道の空の玄関口である釧路空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。
- ・釧路市は、東北北海道の物流の拠点である重要港湾釧路港を有することから、港湾機能の確保や充実に努めるとともに、釧路港の利用促進を図る。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.07km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.70km/k m ²	2.71km/k m ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

東北北海道の拠点として、一層の重要性が増す広域的な交通に対応する 1 高速 4 環状 16 放射を配置する。

主要幹線道路網は、札幌方面から十勝圏を經由して、釧路、根室地方への基軸となる 1 高速として北海道横断自動車道及び釧路外環状道路を配置する。

・環状道路

都市圏内で放射道路を横断的に連絡し、拠点間相互を連絡する 4 環状として、3・4・38 号宝橋通（市道宝橋通）、3・2・4 号駒場通（市道駒場通）、3・2・2 号柳町公園大通（主要道道釧路鶴居弟子屈線、市道鉄北幹線通 2）及び 3・4・44 号久寿里橋通（市道久寿里橋通）を都心環状道路、3・2・8 号鳥取東通（主要道道釧路鶴居弟子屈線、市道鳥取東通 2）、3・2・3 号雄鉄線通（主要道道釧路環状線）、3・2・5 号釧路環状通（国道 44 号）、3・4・83 号貝塚光和通（市道貝塚光和通及び貝塚光和通 2、町道貝塚光和通）及び 3・4・57 号貝塚通（市道貝塚通）を内環状道路、3・2・6 号星が浦東通（主要道道釧路

環状線、一般道道釧路西港線及び新富士停車場線)、3・2・3号雄鉄線通(主要道道釧路環状線)、3・2・5号釧路環状通(市道鳥取東通2、町道曙19号線)、3・3・26号愛国北園通(市道愛国北園通1及び愛国北園通2)、3・3・30号共栄橋通(市道共栄橋通)、3・2・11号別保富原通(国道44号)及び3・4・50号桂恋武佐通(主要道道釧路環状線)を中環状道路、3・2・92号釧路新道(国道38号)及び1・3・1号釧路外環状道路(国道38号)を外環状道路として配置する。

・放射道路

釧路市から都市圏内各方面と連絡する16放射として、①3・3・25号共栄新橋大通(市道共栄新橋大通及び鉄北幹線通2)及び3・3・14号国道幹線通(国道38号)、②3・2・7号北大通(国道38号、主要道道釧路停車場線)及び3・4・49号富士見坂桜ヶ岡通(主要道道釧路環状線及び根室浜中釧路線)、③3・3・14号国道幹線通(国道38号)、3・3・24号鉄北幹線通(主要道道釧路鶴居弟子屈線、一般道道新富士停車場線)、3・2・6号星が浦東通(主要道道釧路環状線及び釧路インター線、一般道道新富士停車場線)及び北海道横断自動車道、④3・2・5号釧路環状通(国道44号)、3・2・11号別保富原通(国道44号)及び3・5・91号釧路東インター線(国道44号)、⑤3・3・12号まりも通(国道240号)、⑥国道272号、⑦国道392号、⑧3・2・90号貝塚中央幹線通(国道391号、市道橋南幹線通)、⑨3・4・44号久寿里橋通(市道久寿里橋通及び久寿里橋通2)、⑩3・3・30号共栄橋通(市道共栄橋通)、⑪3・2・5号釧路環状通、⑫3・3・29号柳橋通(市道柳橋通)、⑬3・4・45号旭橋通(市道旭橋通2及び旭橋通3)、⑭3・4・35号仁々志別通(主要道道釧路鶴居弟子屈線)、⑮3・3・13号星が浦海岸通(一般道道釧路西港線)及び3・2・10号星が浦西通(市道星が浦西通1)、⑯3・4・43号浜町臨港通(市道浜町臨港通)及び臨港道路を配置する。

b 都市高速鉄道

J R 釧路駅周辺の鉄道を南北に結ぶ既設跨線橋は、老朽化の進行に伴う架け替えが近い将来必要とされていることから、道路網の再編と併せて駅周辺の土地利用方針や整備効果を十分見極めながら、鉄道高架化、交差道路、土地区画整理等の検討を進める。

c 駐車場・駐輪場

本区域では、自動車による交通手段の依存率が他区域と比較して高い状況にある。特に自動車の往来が多く駐車需要の高い都心部においては、現況の駐車実態や将来の需要動向を把握し、官民の役割分担を踏まえながら駐車場の有効活用や適正配置を誘導する。

また、駐輪場については、釧路駅周辺再整備や乗換拠点の強化による公共交通網の形成等に併せて検討し、良好な駐輪環境の確保に努める。

d 交通結節点等

3・2・7号北大通(主要道道釧路停車場線)及び3・3・25号共栄新橋大通(市道共栄新橋大通)にJ R 根室本線釧路駅の駅前広場を配置していることから、総合的な交通の円滑化と利便性の向上を図るとともに、J R 釧路駅及びその周辺においては、バリアフリー化に配慮した駅前広場等の再配置について検討し、交通結節機能の充実を図る。

e 空港

釧路空港は、東北海道の拠点空港として、道内空港一括民間委託を通じ、地域一体となって運営事業者と連携しながら、利便性向上など空港機能の強化を図ることとし、世界に通用する観光地の玄関口としての役割を担うために、国際・国内航空路線の拡充等により空港の利用拡大に努めることから、中心市街地や観光施設等の各拠点とのアクセス機能の強化を図る。

f 港湾

釧路港は、東北海道の拠点港湾として重要な役割を担っており、貨物のユニット化や船舶の大型化等物流の効率化に対応した港湾施設の整備を促進するとともに、大規模地震災害時において、必要な緊急物資輸送等の機能を確保する。併せて旅客船の増加への対応や潤いのある港湾空間の形成に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 1・3・1 号釧路外環状道路（国道 38 号）の整備を促進する。
- ・ 3・2・92 号釧路新道（国道 38 号）の整備を促進する。
- ・ 釧路港については、船舶の大型化と多様化する貨物需要に対応するため、整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

下水道については、老朽化した下水道施設の適切な維持管理に努め、計画的な更新を図り、快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質保全に努めるとともに、市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を促進する。

イ 河川

治水機能の確保に向けた施設整備を図るとともに、市民に親しまれる水辺空間として、周辺環境と調和のとれた治水対策を促進するとともに、災害に対する危機管理を備えた川づくりを進める。

また、豊かな自然環境が残る釧路湿原の保全を図りながら、湿原の遊水機能を保持することにより、自然と共存する川づくりを進める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 98.3%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川整備や流域対策等の総合的な治水対策により、治水の安全度の向上に努め、安心して安全な川づくりに努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

鶴野東地区等、大雨や春先の雪解け時に浸水被害が発生している地域、下水道の未整備地区等において、雨水排水機能の充実強化及び下水道整備を促進し、生活環境の改善と向上を図る。

また、老朽化した施設の更新に努め、発生汚泥の有効利用や減量化等の推進を図る。

b 河川

大雨時の洪水や高潮等に対応するため、新釧路川及び釧路川の河川改修を促進するとともに、新釧路川にあつては、既存河川都市緑地の機能充実や現況河畔林の適正な保全並びに釧路湿原の保全等により水と緑のオープンスペースの確保を図る。

また、釧路川の市街地を流れる区間にあつては、都心のシンボルゾーンとして市民や観光客が憩える水辺空間の確保に努める。

阿寒川、仁々志別川及びアセツツリ川について、各種整備事業等と調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川空間の配置・整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・本区域の下水道については、雨水管渠の整備や耐震化を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、計画的な改築更新に努め機能維持を図る。
- ・本区域の防災、環境保全のため、周辺の土地利用との整合を図りながら新釧路川及び釧路川の河川改修を促進する。

また、釧路川においては、釧路湿原の保全を図るため、自然再生に資する整備の促進に努める。

(3) その他の都市施設

- ・釧路広域連合ごみ処理施設（ごみ焼却場）、釧路市資源リサイクルセンター（ごみ処理場）、粗大ごみ処理センター（ごみ処理場）、釧路市公設地方卸売市場、釧路水産物地方卸売市場、釧路市新富士水産物地方卸売市場、釧路と畜場及び釧路市昇雲台火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
 - ・汚水処理施設共同整備事業（MICS事業）に伴い廃止した第3し尿処理場（汚物処理場）については、施設の整備等に関する計画を踏まえて、都市計画変更（廃止）を行う。
 - ・ごみ焼却場及びごみ処理場の都市施設について、それぞれの施設に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、必要に応じて都市計画決定に向けた検討を行う。
- また、産業廃棄物処理関連施設については、市街化区域内の工業地に適切に立地するよう誘導を図ることとし、市街化調整区域に立地する場合には、周辺の土地利用や自然環境の保全に配慮した立地となるよう努める。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

JR釧路駅周辺地区は、鉄道やバス等の交通結節点であることから、ゲートウェイとしての賑わいの拠点の形成に向けて、都市機能や交通結節機能の強化に向けた施策を推進し、市街地開発事業の導入等によるまちづくりの検討を進める。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域の地形は、東部及び西部北側は丘陵地であり、市街地は海岸線に沿って東西に細長い形状となっている。

北部には国立公園である日本最大の釧路湿原があり、この湿原と海岸線の間の市

街地を流れる新釧路川、釧路川及び阿寒川の主要3河川が貫流している。

釧路湿原には、特別天然記念物のタンチョウをはじめ、キタサンショウウオ、カブスゲ群落（ヤチボウズ）等の貴重な動植物が生息・生育し、この地域の自然環境を特徴づけている。

また、史跡も多く、歴史的意義の高いものも数多く出土している。

気候は、春から夏にかけて道東地方特有の海霧が発生し、特に夏季に発生率が高く、秋から冬にかけては晴天が続き、日照率は高いが、寒さは厳しい。

このような多湿で冷涼な気候により市街地には緑が少ないため、今ある身近な緑を守り、新たに創出するとともに、緑の質を高めていくことが求められている。

釧路市及び釧路町が掲げるまちづくりの理念に基づき、人と自然の共生を図りながら環境の負荷軽減に努め都市が持続可能な発展をしていくため、自然、文化、伝統を後世に伝えつつ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観形成」の観点から、地域の多様な参画・協力のもと緑のまちづくりを進め、良好な都市環境の確保、形成に努めていくものとする。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

（2）緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

釧路湿原国立公園区域や春採湖一帯、東部及び西部の丘陵地の森林や大楽毛海岸等を配置し、それらの良好な自然地域の維持・保全に努める。

新釧路川、釧路川といった豊かな河畔林等の適正な保全に努め、これら河川と周辺に広がる様々な緑をつなげネットワークを形成する。

釧路外環状道路に面する湿地エリアを緩衝地帯とし、自然形態の維持に努める。

また、釧路新道及び音羽地区の広域農道周辺の市街地に接する緑のゾーンについては、保全と利用とのコントロールにより適切な土地利用を図る。

中心市街地における緑化の推進のほか、街路樹植栽等身近な生活空間における緑の軸を形成する。

b レクリエーション系統

スポーツ及びレクリエーションの拠点である釧路大規模運動公園、山花公園、春採公園、柳町公園及び鳥取10号公園を配置し、それらの機能の充実・発揮に努める。

既存道路の歩道空間等を自転車歩行者道として活用し、湿原周遊のネットワークを配置するとともに既設のサイクリングロードや山花公園、緑地等を結ぶレクリエーション施設のネットワークを形成する。

また、釧路の顔となる釧路川リバーサイド緑地の保全や、緑の大きな軸として柳町公園や河川緑地等の配置と充実に努める。

春採公園や武佐の森緑地については、身近な緑と接する体験学習の拠点としての活用を図る。

市街地を取り巻く森林等については、都市の中の緑と位置付け、その保全を図るとともに、自然的な景観を楽しみながら緑とふれあえる空間づくりを推進する。

c 防災系統

斜面の崩壊、土砂流出等を防止するため、丘陵斜面地や樹林地の保全を図る。

地震、火災等の災害時における避難場所として、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、釧路大規模運動公園及び米町公園を配置するとともに、避難

場所と接続する避難路を配置する。

d 景観構成系統

外周部の丘陵地に広がる森林や湿原は本区域の郷土を特徴づける景観として、東部海岸や大楽毛海岸を配置し、地域を代表する自然景観として内陸に広がる草生地等を配置・保全に努める。

市街地を流れる河川空間の保全と修景緑化により、河川軸としての景観を確保する。

また、釧路外環状道路、釧路新道、国道及び道道については、街路植栽を推進し道路軸の景観を創出する。

釧路駅周辺から釧路川までの道路等を対象に花や緑による修景緑化を進め、魅力的な街並みづくりを推進する。

また、春採湖周辺の湖畔を保全する等景観の向上と保全に努める。

e その他の系統

地域特有の歴史を有する米町公園を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未整備である公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

(4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・街区公園については、釧路市に昭和18号公園、昭和20号公園、文苑5号公園及び鶴野東2号公園の整備を図る。
- ・近隣公園については、釧路市において昭和東公園の整備を図る。